

会社法・商法得点アップ大作戦

L E C 専任講師 根本正次

<講師> 根本正次 L E C 専任講師

01 年司法書士試験合格。02 年から講師として教壇に立つ。

「新 15 か月合格講座」「新全日制本科講座」など、初めて学習する人を対象にした講座を 18 年間担当する。また、受験回数 2 回目以降の受験生を対象とした講座も数多く担当する。

講義だけではなく、講座の立案・企画、テキストの作成・模試の監修も行い、まさに L E C 司法書士講座を牽引する講師である。

そして、過去問の分析・出題予想に長けており、例年本試験直前期には「出題予想講座」を企画・実施し、数多くの受験生から絶賛されている。

講義方針は、「細かい知識よりもイメージ・考え方」を重視すること。熱血的な講義の随所に小噺・寸劇を交えた受講生を楽しませる「楽しい講義」をする講師でもある。

テーマ 計算（主に剰余金の配当）

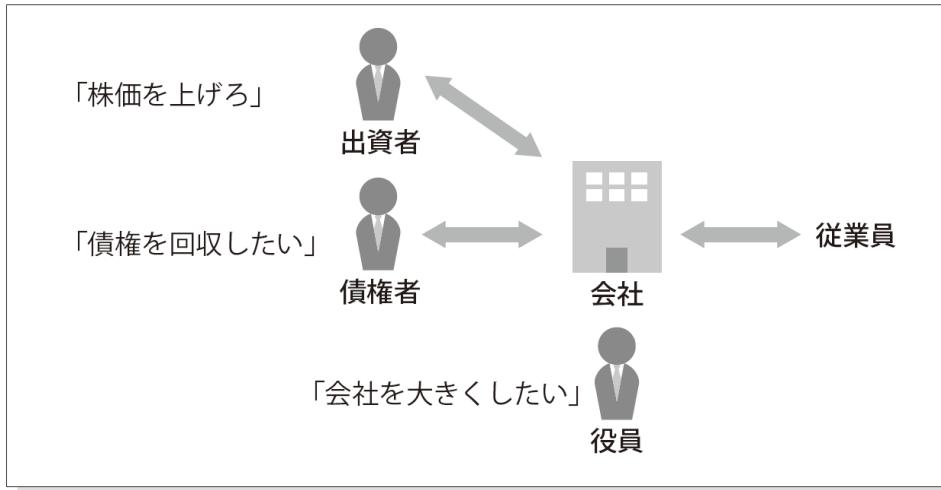
会社法 454 条 1 項 1 号	自社株等による配当の禁止 (株式・社債・新株予約権)	平成 30 年（問 40-5）、 令和 3 年（問 40-イ）
会社法 461 条 1 項	分配可能額の制限（違法配当の防止）	平成 30 年（問 40-2） 令和 3 年（問 40-オ）
会社法 459 条	定款による取締役会決議への委任 (株主総会不要)	平成 23 年（問 40-3） 令和 3 年（問 40-エ）
会社法 445 条 4 項	剰余金配当時の準備金積立義務 (1/10 ルール)	令和 3 年（問 40-ア）
会社法 105 条 2 項	剰余金配当請求権の排除定款の無効性	平成 30 年（問 40-1） 平成 23 年（問 40-5）
会社法 454 条 3 項	同一事業年度内の複数回配当の可否	平成 23 年（問 40-1）
会社法 453 条	自己株式への配当禁止	平成 30 年（問 40-4）
会社法 462 条	違法配当を受けた株主の返還義務・免責条件	平成 30 年（問 40-3）
会社法 458 条	純資産 300 万円未満での配当禁止	令和 3 年（問 40-ウ）
会社法 109 条 1 項	株主平等原則	平成 23 年（問 40-2）
会社法 309 条 2 項 11 号	現物配当時の特別決議要件	平成 23 年（問 40-4）



0001921 252103

SU25210

第1 前提知識



株主になる目的

- ・株式の譲渡による譲渡益で儲けたい
- ・利益の分配を受けたい（剰余金の配当・残余財産の分配）

<剰余金の配当のイメージ>



今期、1,000万円儲かりました。1株2万円ずつ配当します。

株式会社

① 剰余金の配当を受ける権利を株主に与えない旨の定款規定を設けること	可
② 残余財産の分配を受ける権利を株主に与えない旨の定款規定を設けること	可
③ 剰余金の配当と残余財産の分配を受ける権利の両方を株主に与えない旨の定款規定を設けること	不可

第2 剰余金配当の決議事項

(1) 決議事項 (454) [平 23-32-ア]

- ① 配当財産の種類（当該株式会社の株式等を除く。）及び帳簿価額の総額
- ② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項
- ③ 当該剰余金の配当がその効力を生ずる日

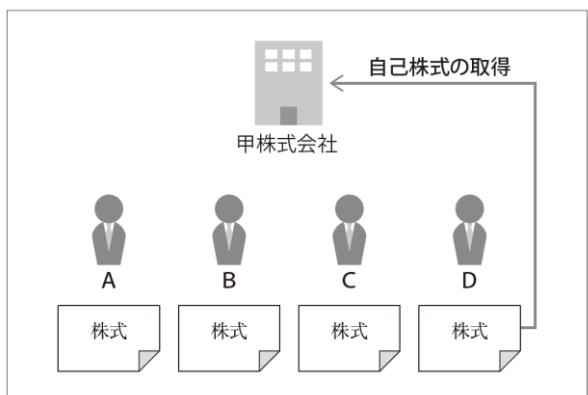
原則	各株主の有する株式の数に応じて割当てなければならない (454Ⅲ)
例外	① 剰余金の配当について内容の異なる2以上の種類の株式を発行している場合 (454Ⅱ) [平 20-30-ウ] ② 公開会社でない株式会社において、剰余金の配当について株主ごとに異なる取扱いを行なう旨を定款で定めている場合 (109Ⅱ) ③ 自己株式について剰余金の配当をすることはできない (453括弧書)

①②について

◆ 108条の種類株式と109条2項の異なる取扱いの定めの違い ◆

	108条の種類株式	109条2項の定め
定款に定めること	必要 (108Ⅱ)	必要 (109Ⅱ)
内容	株式の種類ごとに異なる定めを設ける	株主ごとに異なる定めを設ける
具体例	<ul style="list-style-type: none"> • A種類株式を優先的に配当を受けることができる株式とする • B種類株式を株主総会における議決権が無い株式とする 	<ul style="list-style-type: none"> • 株主Aは株主総会において議決権を有しないこととする • 株主Bは○○円分の優先配当を受けることができると定める

③について



自己株式を取得しても、以下の権利は認められない

- ① 剰余金配当請求権 (453・454Ⅲ)
- ② 議決権 (308Ⅱ)
- ③ 募集株式・新株予約権等の割当てを受けた権利 (186Ⅱ・202Ⅱ・241Ⅱ・278Ⅱ)

第3 剰余金の配当の決議機関

【図表1 剰余金の配当の決定機関 暗記】

		決議機関	定款規定の定め
原則（現金配当）			不 要
現物 配当 (注1)	金銭分配請求権を与える場合	株主総会普通決議 (454 I・309 I)	不 要
	金銭分配請求権を与えない場合	株主総会特別決議 (454・309 II ⑩)	不 要
中間配当（注2）		取締役会決議 (454 V)	必 要
459条の要件を満たす場合			
i 会計監査人設置会社			
ii 取締役（監査等委員会設置会社にあっては、監査等委員である取締役以外の取締役）の任期の末日が選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日後の日ではないこと		取締役会決議 (459 I ④・II)	必 要
iii 監査役会設置会社・監査等委員会設置会社・指名委員会等設置会社であること			
iv 配当財産が金銭以外の財産であり、かつ株主に対して金銭分配請求権を与えない場合以外の場合であること			

(注1) 剰余金の配当において、配当財産が金銭以外の財産であるときは、株式会社は、株主総会の決議によって、一定の数未満の数の株式を有する株主に対して配当財産の割当てをしないこととする旨を定めることができる（454IV②）

(注2) 中間配当の意義

一事業年度の途中において一回に限り、金銭による剰余金の配当を行うこと

	要件として必要か
定款規定	必要
取締役会設置会社 であること	必要
会計監査人設置会社であること	不要

第4 剰余金配当の実質的要件

◆ 剰余金配当の実質的要件 ◆

実質的要件	剰余金を配当するには、分配可能額が存在しなければならない (461⑧)
例外	いわゆる人的分割をする場合にあっては、財源規制が課されない (792・812)
注意点	株式会社の純資産額が300万円を下回る場合には、剰余金の配当をすることはできない (458)

貸借対照表のイメージ

(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	5000万円	流動負債	2000万円
現預金	×××	支払手形	×××
受取手形	×××	買掛金	×××
売掛金	×××	未払費用	×××
製品	×××	未払法人税等	×××
仕掛品	×××	未払消費税等	×××
材料	×××	その他	×××
その他	×××		
固定資産	2000万円	固定負債	2000万円
有形固定資産		長期借入金	×××
建物及び構築物	×××	社債	×××
機械及び装置	×××	退職給付引当金	×××
工具・器具及び備品	×××	預り保証金	×××
土地	×××		
無形固定資産		負債合計	4000万円
のれん	×××		
ソフトウェア	×××		
投資その他の資産		(純資産の部)	
関係会社株式	×××	株主資本	
投資有価証券	×××	資本金	×××
長期貸付金	×××	新株式申込証拠金	×××
繰延資産		資本剰余金	×××
開業費	×××	利益剰余金	×××
		自己株式	△×××
		自己株式申込証拠金	×××
		評価・換算差額等	
		その他有価証券評価差額金	×××
		繰延ヘッジ損益	×××
		土地再評価差額金	×××
		為替換算調整勘定	×××
		新株予約権	×××
資産合計	7000万円	純資産合計	3000万円
		負債・純資産合計	7000万円

◆ 分配可能額を超えてする剰余金の配当等 ◆

		論点	結論
分配可能額 1,000万円	責任を 負う者	金銭等の交付を受けた者	○
		当該行為に関する職務を行った業務執行者	○
配当 3,000万円	支払義務 の金額	交付された金銭等の額	○
		交付された金銭等の額－分配可能額	×
交付を 受けた者	総株主の同 意があつた 場合	支払い義務全額の免除すること	×
		分配可能額を限度として支払義務を免除すること	○
職務を行つた 業務執行者			

第4 その他 出題実績のある条文

【図表2 剰余金配当の際における準備金の計上（積立て）義務】

	論点	結論
→積立義務 が発生 (445IV)	積立する金額	配当により減少する剰余金の額に10分の1を乗じて得た額
配当	積立先	資本準備金又は利益準備金
	積立義務が ない場合	① 準備金が資本金の1/4に達した場合 ② いわゆる人的分割をする場合 (792・812)

第5 アウトプット

令和3年一問40

剰余金の株主への配当に関する次のア～オの記述のうち、会社法の規定に照らし、正しいものの組合せはどれか。

ア 株式会社は、剰余金の配当をする場合には、資本金の額の4分の1に達するまで、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に10分の1を乗じて得た額を、資本準備金または利益準備金として計上しなければならない。

イ 株式会社は、金銭以外の財産により剰余金の配当を行うことができるが、当該株式会社の株式等、当該株式会社の子会社の株式等および当該株式会社の親会社の株式等を配当財産とはすることはできない。

ウ 株式会社は、純資産額が300万円を下回る場合には、剰余金の配当を行うことができない。

エ 株式会社が剰余金の配当を行う場合には、中間配当を行うときを除いて、その都度、株主総会の決議を要し、定款の定めによって剰余金の配当に関する事項の決定を取締役会の権限とすることはできない。

オ 株式会社が最終事業年度において当期純利益を計上した場合には、当該純利益の額を超えない範囲内で、分配可能額を超えて剰余金の配当を行うことができる。

1 ア・ウ

2 ア・エ

3 イ・エ

4 イ・オ

5 ウ・オ

平成30年一問40 商法 会社法

剰余金の配当に関する次の記述のうち、会社法の規定に照らし、正しいものはどれか。

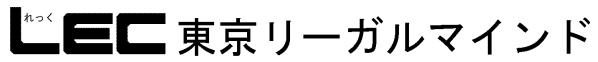
1 株式会社は、剰余金の配当請求権および残余財産分配請求権の全部を株主に与えない旨の定款の定めを設けることができる。

2 株式会社は、分配可能額の全部につき、株主に対して、剰余金の配当を支払わなければならない。

3 株式会社より分配可能額を超える金銭の交付を受けた株主がその事実につき善意である場合には、当該株主は、当該株式会社に対し、交付を受けた金銭を支払う義務を負わない。

4 株式会社は、当該株式会社の株主および当該株式会社に対し、剰余金の配当をすることができる。

5 株式会社は、配当財産として、金銭以外に当該株式会社の株式、社債または新株予約権を株主に交付することはできない。



著作権者 株式会社東京リーガルマインド

(C) 2025 TOKYO LEGAL MIND K. K., Printed in Japan

無断複製・無断転載等を禁じます。